

(様式6)

(新設)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| 資料番号 | 69-6 | 担当課 | 消防防災安全課 | | |
|---|--------|------|---------|----------|---------------------------|
| 法令名 | 火薬類取締法 | 根拠条項 | 第44条 | 不利益処分の種類 | 火薬類の製造業者・販売業者の許可取消・事業停止命令 |
| <p>法第44条</p> <p>経済産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の一に該当するときは、第3条若しくは第5条の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第9条第1項若しくは第2項、第11条第2項、第14条第1項又は第27条の2の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。</p> <p>(2) 第11条第1項、第13条、第18条、第19条第1項、第23条第2項、第29条第3項、第30条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項又は第38条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第10条第1項、第12条第1項、第24条第1項又は第27条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。</p> <p>(4) 第15条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。</p> <p>(5) 第36条第1項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。</p> <p>(6) 第9条第3項、第11条第3項、第14条第2項、第28条第4項、第34条、第36条第2項若しくは次条第1号の命令又は同条第2号の禁止若しくは制限に違反したとき。</p> <p>(7) 第6条第2号から第4号までの規定に該当するに至つたとき。</p> <p>(8) 第48条第1項の条件に違反したとき。</p> <p>施行令第16条により、特定の火工品のみ製造所、販売業者については都道府県知事が処理する事務とされている。</p> | | | | | |